

二次的著作物の権利問題

加藤めぐみ

本研究は、二次的著作物の定義、翻案の例示について明らかにし、学説を参照しながら二次的著作物の権利の問題について検討したものである。

二次的著作物は、その二次的著作物の著作者と原著作者の権利が併存するため、権利の問題が起こる。二次的著作物は原著物に依拠しているという点から、翻案等に関する判例である江差追分事件、コルチャック事件、記念樹事件について判例を参照し、パロディ＝モンタージュ事件で述べられた直接感得性という基準が判決の中でどのように作用しているかを見た。

また、二次的著作物に対する原著作者の権利の問題として、キャンディ・キャンディ事件と、創作的部分限定説・創作的部分非限定説について言及し、創作的部分非限定説を支持するという結論を出した。

権利問題を解決する考え方のひとつとして共同著作物の類推適用という考え方に着目した。二者の権利が同時に存在するという共通点により適用を許すという考えと、創作の関与の仕方が異なり、創作される著作物に対する各々の寄与の度合いも異なるという反対意見があり、判決で共同著作物の類推適用について言及されている判決の意見も参考にしつつ、二次的著作物の権利問題を解決する方法として、二者の権利関係は原則として対等であり、共同著作物の類推適用も可能であるという考え方を提案する。

根拠として、二次的著作物は、分離不可能である原著作者の著作と、二次的著作物の著作者による新たな創作性によって生み出されていて、どちらの功績が大きいかを判断することは難しい。対等であるという関係性から、二次的著作物の利用に関する許諾は共同著作物の考え方を類推して「正当な理由」を必要とするということも可能になると考える。

(指導教員 松縄正登)